

令和2年度

契役務第62号

請負契約書（役務）

収入
印紙

- 契約件名 (鹿島合庁) 非常用発電機用バッテリー交換
- 契約金額 金*****円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金*****円)
- 履行期限 令和3年3月27日
- 履行場所 仕様書のとおり
- 契約保証金 免除

上記請負作業について、注文者 支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 遠山 純司 を甲とし、請負者 *****
***** を乙として、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、仕様書に基づき「(鹿島合庁) 非常用発電機用バッテリー交換」を履行するものとし、甲は、これに対し、請負代金を乙に、支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 乙は、仕様書について疑義を生じたとき、または仕様書に明記されていない事項については甲乙協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲または、監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、行うものとする。

(監督職員)

第3条 甲は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を乙に通知するものとする。

2 乙は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 乙は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 乙は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 乙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 乙は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方(次条「再委託受託者」という。)の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以

下「履行体制に関する書面」という。)を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 乙は、前項の場合において、甲が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第7条 乙は、甲又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第8条 甲又は監督職員は、現場代理人その他乙の代理人(下請負人は代理人とみなす。以下同じ。)、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(貸与品)

第9条 甲は、仕様書に記載する貸与品を甲の指定する場所及び日時に乙に交付する。この場合において、乙は、貸与品の交付を受けた都度受領書を甲に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

2 乙は、天災地変等の不可抗力又は甲の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する方法により弁償するものとする。

3 乙は、貸与品を仕様書に基づいて使用し、作業の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員(監督職員不在の場合は検査職員)の確認を受けて甲に提出するとともに甲の指定する時期及び場所において、これを甲に返還しなければならない。

(履行期限の変更等)

第10条 甲は、その都合により履行期間又は履行場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

- 第11条 乙は、履行を終了したときは、書面をもってその旨を甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の終了通知を受けたときは、履行場所において、検査を行うものとする。
- 3 甲は、第1項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法により検査を行うものとする。
- 4 乙は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(請負代金の支払)

- 第12条 甲は、前条の規定により履行完了を確認した後、乙が提出する適法な各履行分の支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に第三管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。
- 2 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算出しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙が是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

- 第13条 甲は、約定期間内に代金の支払をしないときは、乙に対し遅延利息を支払なければならない。
- 2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.6パーセントとする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

第14条 乙は、履行期限までに履行ができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、甲に履行期限の承認を求めなければならない。

2 甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第15条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年3パーセントとする。ただし、請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第16条 履行にあたり甲の所有する物品等に与えた亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第17条 乙は、甲による検査合格後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、甲の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた成果品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第18条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙から解除の申出があったとき。
- 二 乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- 三 前号のほか、乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。

四 この契約の履行について、乙又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

五 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第一号から第四号までの場合において、乙は違約金として、請負金額に対する10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、第一号の場合において、乙の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条 甲は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(相殺等)

第20条 この契約により甲が乙から取得すべき違約金等がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において取得金がある場合又は甲が違約金等を徴収する場合において、乙は、甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.6パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「乙」とあるのは「甲」、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙または乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に

入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

２ 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第 2 2 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和2年12月14日

住	所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57
甲		支出負担行為担当官
氏	名	第三管区海上保安本部長 遠山 純司

住	所	*****
乙		*****
氏	名	***** *****